

金融庁告示第六十六号

労働金庫及び労働金庫連合会に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令平成二十一年内閣府令第十号（第七条第三項及び第十条第三項の規定に基づき金融庁長官の指定する労働金庫は労働金庫連合会とし、平成二十三年五月三十一日から適用する。

平成二十三年五月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範